第九条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2　令第十条の規定による講習会の指定の取消しを受けようとするときは、その実施者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。

一　指定の取消しを受けようとする理由

二　指定の取消しを受けようとする期日

第七条の次に次の一条を加える。

（都道府県の実施する講習会の特例）

第八条　都道府県知事は、当該都道府県が実施する講習会のうち、第三条第二項に定める基準に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

第十条の表を次のように改め、同条を第九条とする。

第四条第一項	設置者	所管大臣
	次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該養成機関の設置者が法人（地方公共団体を除く。）であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。	第一号から第九号までに掲げる事項を記載した書面により、その所在地の都道府県知事に申し出て行うものとする。
第四条第二項	申請書	書面
第四条第三項	実施者（都道府県知事を除く。）	所管大臣
	申請書を	書面により、
	提出して行うものとする。	申し出て行うものとする。
第五条第三項	令第六条第二項	令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する令第六条第二項
	届出	通知
第七条第一項	令第十条	令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する令第十条
	設置者	所管大臣
	申請書を	書面により、
	提出して行うものとする。	申し出て行うものとする。
第七条第二項	令第十条	令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する令第十条
	実施者	所管大臣
	申請書を	書面により、
	提出して行うものとする。	申し出て行うものとする。

第十一条から第十九条までを削る。

（特別児童扶養手当証書の様式を定める省令の一部改正）

第二十九条　特別児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

様式

（表紙）

特別児童扶養手当証書

厚生労働省

（日本工業規格A列6番）

（2ページ）

特別児童扶養手当　記号　第　号

受給者名	生年月日	明治・大正・昭和・平成　年　月　日

手当月額	障害児数	支給開始年月	改定年月	改定理由
円	（1級）　人 （2級）　人	平成　年　月	平成　年　月	
円	（1級）　人 （2級）　人	平成　年　月	平成　年　月	
円	（1級）　人 （2級）　人	平成　年　月	平成　年　月	
円	（1級）　人 （2級）　人	平成　年　月	平成　年　月	